

## 第4回南砺市協働のまちづくり推進会議次第

と き 平成27年5月22日（金）午後7時～  
ところ アスモ 大会議室

### 1. 開 会

### 2. 委員長あいさつ

### 3. 付議事項

(1) 協働のまちづくり推進会議からの提言とその対応

① 第3回会議のグループに分かれての再度意見交換

[テーマ]・対応状況を見てどの様に思ったか

・            "       どの様に感じたか

・            "       足りないところはどこか    など

② グループ毎の課題の取りまとめ

③ 見えてきた課題にどのように取り組むか

(2) テーマ毎にグループ分けを行う。

①周知 公募（パブコメ、会議参加も含む）

②コーディネーターと支援員

③自治振興会

④行政評価と職員出資団体

(3) テーマに添って項目出しを行う。

(4) 今後の進め方

### 4. その他

### 5. 閉 会

	条例	項目	
A一周知	第18条	周知	①コーディネーターについて協働課はわかっているが他の課は他人事になっている。地域差が大きい
	第18条	コーディネーター	②成功事例を聞いてどうしたらよいかを教えてくれるコーディネーターが必要
			③婦人会の減少、発言の機会がなくなる
	第7条	自治振興会	④振興会、区長の集まり、1年交代
	第18条	コーディネーター	⑤権限の強いコーディネーターを育てる必要あり
	第7条	自治振興会	⑥自治振興会の男女の構成
	第28条	公募・パブコメ	⑦市民が考えて上にあげる事が大事
	第7条	周知	⑧周知が足りていない振興会がもっと声を出してほしい
	第4条	周知	⑨地域の案内役があれば良いのでは、行事等
	第4条		⑩対応として未実施、未決定がどうしてもこんなに多いのか
	第4条		⑪まちづくり条例は設計図と思うが、せこうず？
	第4条	周知	⑫具体例の紹介、ゴミの分別の広めた時の手法は良かったが・・・
	第4条	周知	⑬まんがで条例を説明してはどうか
	第4条		⑭幸せは連鎖する。小さな事から輪を作る

B一周知	第16条	周知	①市職員が理解しているか
		周知	②各組織の全体会議・研修の を活用して具体的活動の展開方法を紹介する
		周知	③H24年4月の「市民参画」と「情報共有」に関する運用指針が徹底されていない。
	第20条	周知	④説明会及び懇談会を繰り返す市長だけではできない、推進委員と協働で
	第20条	周知	⑤条例の周知・徹底・市民の無関心・まちづくりの意義徹底・概要の要版の作成が必要・広報活動
	第20条	周知	⑥子供たちにも分かるくらいに分かりやすい説明
	第20条	周知	⑦広報なんとなの中で基本条例の1項目について特集する
	第20条	周知	⑧地道な広報 まちづくりの意味
	第18条	コーディネーター	⑨専門員の養成、地域のニーズを把握している人がリーダーに
	第20条	周知	⑩南砺市全域について地域での話し合いが大切に
	第8条	周知	⑪市民の理解度不足 興味が少ない
B-パブコメ	第7条	自治振興会	①自治振興会のあり方進め方、推進リーダー
	第28条	公募・パブコメ	②会議の進め方 市指導が大きすぎる。公募しても意見の機会が少ない
	第28条	公募・パブコメ	③パブリックコメントの提言 手法のフォーマットの改善
	第28条	公募・パブコメ	④会議の進め方 団体推薦者の参加率は・・・
	第28条	公募・パブコメ	⑤公募委員に出ている人の知り合いを通じて意見を言ってもらう
	第28条	公募・パブコメ	⑥さまざまな集会で出た問題や意見を市に提出する仕組み

C-周知	第20条	周知	①DVD PRビデオ
	第20条	周知	②条例の必要性が理解されていない
	第20条	周知	③ショートムービーを作成しいろいろな会合で流してもらう(CMのように)
	第20条	周知	④各種団体で勉強会を設ける(各種団体に周知する)
	第20条	周知	⑤まちづくり条例の説明に人を集めるのではなく開催される会合に説明に向かう
C-行政評	第30条		①できるだけ早く外部評価へ
	第30条		②内部評価でもアクションに結びついているのか
	第30条		③評価ポイントが、公表されて(決められて)いない
	第30条		④費用対効果だけではダメである
C-公募	第28条	公募・パブコメ	①意見公募が分かりにくい
	第28条	公募・パブコメ	②パブリックコメント何を聞かれているのかさっぱりわからない。難しいのもっと分かりやすく
	第28条	公募・パブコメ	③条例改正事例があると意見を出しやすい
C-支援員			①どのような支援員がほしいのか

#### まちづくりの基本原則

##### 第4条

市民及び市は、次の各号に掲げる基本原則について、当該各号に定める事項を遵守することにより、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民が主体の原則 まちづくりは、市民一人ひとりが参画し、市民が主体となって進めていくものとする。
- (2) 情報共有の原則 市が保有するまちづくりに関する情報は、法令等の定めるところにより市民と共有するものとする。
- (3) 協働の原則 まちづくりは、市民及び市が協働することにより推進するものとする。

##### (住民自治組織の役割)

##### 第7条

市内各地域の住民自治組織は、自治振興会等を中心としてその地域に住居を構え、居住している者(以下「住民」という。)全員が参加できる組織の構成、運営方法、会計事務等を定めた会則を制定及び公開し、並びに住民生活の安心及び安全の確保を図り、福祉、文化活動等を活性化するように努めなければならない。

##### (住民自治組織に属する者の責務)

第8条 住民は、住民自治組織の一員として、その役割について理解を深め、互いに協力するよう努めるものとする。

(協働における市の役割)

第18条

市は、市民、住民自治組織及び市民団体間の円滑な活動を支援するために必要なコーディネーターを養成し、配置する等協働のまちづくりの推進に努めるものとする。この場合において、当該コーディネーターは、市民、市民団体等からの情報発信を支援し、連絡、調整等の役割を担う。

(協働の理念の普及)

第20条

市長は、第17条に規定する協働の理念を将来にわたってまちづくりの基本とするため、地域及び家庭において広くこの理念を理解し、意欲的にまちづくりに取り組むための学び合いの場をつくるものとする。

(意見公募)

第28条 市長は、市の基本的な計画等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続を執らなければならない。

2 市長は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長の考え方を公表しなければならない。

(行政評価)

第30条

市は、効果的で、かつ、効率的な行政運営を図るため、定期的に行政評価を実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する行政評価を行うときは、市民が参画する方法により実施するよう努めなければならない。

3 市は、第1項に規定する行政評価の実施については、その時点で最もふさわしい方法となるよう常に配慮しなければならない。

4 市は、第1項の規定により出された行政評価の結果を市民にわかりやすい方法で公表するとともに、これを施策及び事務の遂行に反映するものとする。